

經濟論叢

第139卷 第2・3号

電電公社民有化會計の經濟的帰結(1)……………	醍 醐 聰	1
『資本論』第2卷第3篇「社会的総資本の 再生産と流通」における外国貿易捨象の 命題について(下)……………	板 木 雅 彦	24
シスモンディ・ロマン主義の再検討(上)……………	長 岡 延 孝	40
ソーシャル・ダンピング論議について……………	奥 和 義	56
市場形態・生産形態と需要不確実性下の 企業行動モデル……………	竹 治 康 公	75
金融リース會計の生成……………	小 野 武 美	93

經濟学会記事

昭和62年2・3月

京都大學經濟學會

産業革命期イギリスにおけるスピーナムランド制度の展開

——パークシアを中心に——

京都大学大学院学生 廣重準四郎

(報告要旨)

本報告の課題はイギリス救貧法史におけるスピーナムランド制度の位置の確定を試みることである。

第二次農業革命の渦中における農業構造の変化＝本源的蓄積の最終局面の進展に規定されて、「土地と人間に対する社会的支配権」は土地所有の手から資本の側に移行しつつあった。それは旧土地所有の理念としてのパターナリズムが基礎を失う過程であり、救貧行政機構においては治安判事と貧民監督官・教区会の力関係が大きく変化することを意味した。そのような基礎構造のうえに労働者・貧民にとっての「生存の危機」と支配層にとっての「支配の危機」という条件が加わるのが1795年のことであった。

パークシアの治安判事達はこのような「危機」に賃金裁定による労働者の賃上で対処しようとするが、それは借地農利害との衝突によって不可能となる。スピーナムランド集会における議論の後、賃金裁定に代わるものとして決議されたのがスピーナムランド制度であった。それは地主の利害と借地農の利害のいわば妥協策であったが、「生活保障原理」をそのうちに含むという意味では治安判事の側からはある積極性をもった救貧政策だったのである。

こうして成立したスピーナムランド制度は、実際には極めて限られた範囲内においてしか採用されなかった。スピーナムランド制度は、地主がその地域的支配力をほりくずされ、本源的蓄積が最終ゴールへ向かおうとする、まさにその展開が不要かつ不可能になる時点で成立したからである。しかし、その過程を促進した農業好況が逆にスピーナムランド制度の一時的展開を可能にしたのである。

好況の終結とともにスピーナムランド制度はその展開を可能にする条件を失った。1814年以降の深刻な農業不況期における救貧行政の転換を検討するとき、スピーナムランド制度は1834年の「新救貧法」成立以前にすでに事実上の終焉をむかえていたといえよう。

スピーナムランド制度は、それが旧土地所有の理念の最後のきらめきであったがゆえに、すでに過去のものとなりながらも救貧法攻撃の好個の標的となった。それは「旧救貧法」のいわば最後の光芒だったのである。